

『京都メディア史研究年報』刊行規定・投稿規定

(メディア文化論研究室 年報編集委員会 記)

○投稿規定（101四八月一日改定）

- ・原稿のテーマは本紀要の趣旨に沿うものとする。

・原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表およびその配布資料の場合はこの限りではない。

- ・趣旨：メディア論およびメディア史の各分野の研究の活性化と、内外の研究者の交流および発展を意図し、メディア文化論研究室のメンバーが中心となって、関連する教員、大学院生および共同研究者の研究成果を掲載し公表することを目的とする。

- ・掲載原稿の種類：上記の趣旨にのっとり、研究論文、研究ノート、翻訳、研究動向、書評（文献資料・図書紹介）、コラムを中心として掲載するものである。

- ・執筆資格：本紀要の執筆資格者は、原則として、同

研究室の教員・非常勤講師（過去の非常勤経験者を含む）、修士・博士課程在籍者、同OB/OG、共同研究者とする。それ以外の者の執筆については、上記該当者との共同執筆による場合、ないし編集委員会において特別の必要を認めた場合とする。編集委員会は院生より編集委員を選任する。

- ・原稿には必ず英文のタイトルをつける。
- ・原稿は電子データにて、編集委員に提出する。不明な点は適宜担当の編集委員に問い合わせること。なお、提出された原稿は返却しない。